

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成24年8月27日～平成25年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	市川市立 大和田保育園 イチカワシリツ オオワダホイクエン		
所 在 地	〒272-0025 千葉県市川市大和田4丁目4番1号		
交通手段	JR本八幡駅 から 徒歩15分		
電 話	047-377-1700	FAX	047-377-1743
ホームページ	市川市ホームページ (http://www.city.ichikawa.lg.jp/)		
経営法人			
開設年月日	昭和47年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	15	18	22	29	30	120		
敷地面積	1024.21㎡			保育面積			307.08㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょう虫検査・発育測定 視力検査(3～5歳児クラス)・尿検査(3～5歳児クラス)								
食事	給食提供 アレルギー除去食提供								
利用時間	7時15分～19時15分(土曜日7時15分～17時30分)								
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)								
地域との交流	地域交流(なかよしひろば)・マイ保育園登録事業 デイサービスセンターへの訪問交流(5歳児) 祖父母、自治会婦人部との交流会(ほのぼの会) 近隣へのお便り配布(じゃんけん通信)								
保護者会活動	保護者会の設立はなし								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	23	12	35	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	看護師2園兼務
	24	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		3		
	(嘱託医)			
	3			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 市川市役所こども部保育課及び大和田保育園		
申請窓口開設時間	8時45分 ~ 17時15分		
申請時注意事項	提出書類、入園要件など 市川市の注意事項あり		
サービス決定までの時間	市川市の規定による		
入所相談	市川市役所こども部保育課及び大和田保育園(他 市川市立保育園)		
利用料金	通常保育の保育料は、市川市の規定による(入園金なし)		
食事料金	通常保育は、別途徴収なし		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>《理念》 児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、心身共に健やかに育つように努める。</p> <p>《基本方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期にふさわしい環境の中で一人一人が、よりよく生きようとする基礎を培う。 ・入所する子どもの保護者への支援と、地域の子育て支援をおこなう。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・閑静な住宅街の中にある保育園です。 ・地域との関わり、人との関わりを大切にした行事「地域交流（なかよしひろば）」「デイサービス訪問」「マイ保育園登録事業」等行なっています。 ・地域交流（なかよしひろば）は、毎週火曜日と月1回土曜日に設定し、気軽に参加してもらい、園児や職員、親子同士の交流等を通して育児負担の軽減など図り、地域の子育て支援に力を入れています。 ・「わくわく文庫」を設置し親子で絵本に触れる機会が持てるように貸し出しをしています。また、4・5歳児クラスにそれぞれ月1回ボランティアによるおはなし会があり絵本に親しんでいます。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の個性を大切に、子どもたちが安心して楽しく園生活が送れるような環境の中での保育を心がけています。 ・「心も身体も健康な子どもに」「いろいろなことに興味や関心を持ち意欲的に取り組み、最後までやりとげる子どもに」「友だちとたくさん関わる中で、ルールのあることを知り、みんなで力を合わせて遊びこめる子どもに」「感動する心を持ち、創造したり工夫したりして、楽しめる子どもに」を願い、丁寧に保育しています。 ・3歳未満児は、担当制を導入し、担当保育士と園児、保護者との信頼関係を作り安定した保育園生活を送れるよう成長過程に応じて、細やかな援助、指導を行い保護者に寄り添い心の通う保育を心がけています。 ・異年齢交流では、3～5歳児クラスは年間行事に組み入れ計画的に取り組んでいます。5歳児が各クラスの誕生児を祝いに行ったり日常的な異年齢クラス同士の交流も意識し進めているところです。 ・保育園で調理した給食、おやつを食しており一人一人に応じた離乳食やアレルギー除去食の対応をしています。 ・地域の子も保育園で、保育園の子も地域で、お互いに見守り育てあえるように地域との関わりを大切に考えています。地域交流を週1回行い近隣の親子と園児との交流を図ったり、自治会の協力を得て運動会のテント張りや行事への参加もいただいています。その他、中、高校生、大学生とのふれあいの場を設けています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1. 地域の方との関わりや子育て支援を大切にしている</p> <p>地域子育て支援の場として「なかよしひろば」を毎週火曜行い、毎回約10組の子どもと保護者が参加し、園児・他児とふれあい、保護者間の情報交換や子育て相談を受けている。3年前から実施しているが、リピーターが多く口コミで参加者が増える傾向にあり、地域の子育て支援に貢献している。地域のマイ保育園登録の親子には保育園体験や子育て相談を受け、継続的に子育て支援をし、また、毎月サロンを開き看護師や栄養士の話しを地域の方も参加して行われている。年1回の「ほのぼの会」で地域の方が得意とする遊びを教えてもらい、運動会では自治会の方が準備や運営を手伝って頂き園児と交流する機会がある。また、近隣のデイサービスに毎月訪問し高齢者の方と交流する機会がある。広報誌「じゃんけん通信」を年4回発行し近所に40枚程度配布し保育園の活動内容をお知らせし地域連携を図っている。</p>
<p>2. 様々な異年齢交流の機会を通して社会性を育てている</p> <p>保育課程の子ども像では、「社会性のある子ども」を掲げ、日常的な自由遊びの他、散歩や3歳以上児のごっこ遊び、会食会、お別れウイーク等を計画している。お別れウイークでは、5歳児が1歳児から4歳児クラスに1週間から10間ほど入り、生活や遊びを共にする機会となっている。年長児は年少児への優しさ・思いやりや協力・援助等の関わり方を身につけ、年少児は年長児への憧れや模倣することで遊びや生活の仕方を学んでいる。様々な場面で異年齢児と関わり、人と関わる際の行動様式を身につけ、社会性を育む機会となるように考慮し実践している。保護者からは「子どもが喜んで登園し楽しい生活をしているか」に、92%の高い評価を得ている。</p>
<p>3. 食育の実践と献立の創意工夫で食への関心と意欲を高めている</p> <p>食育年間計画に基づき、5歳児の皮むきや栄養士のクラス巡回で食材に直接触れる機会を設けたり、子どもからの質問に答える等で食事への興味関心を育てている。4～5歳児は調理に携わる経験として、おにぎりやサラダづくり、クッキーの型抜き、手巻き寿司等、年間7回計画し実践している。行事食は、こいのぼり会、七夕、ハロウィン、クリスマス、節分、ひな祭りで、献立の豊富さに加え子どもの喜び形や彩り、バイキング方式等給食職員の創意工夫と努力で、目指すおいしく楽しい食事の提供となり残菜も少ない。アレルギー食も材料の吟味と調理方法や配膳の工夫、提供時のサイン確認等で誤食防止に努め、子ども同士が楽しい食事となるように配慮している。</p>
<p>4. 職員の主体性や働き甲斐を尊重した運営をしている</p> <p>職員の働き甲斐を高めるため、職員一人ひとりの日常の保育の取り組みを良く観察し、優れた取り組みや成長した点を細かく確認し定例会等の機会に褒めることを心がけている。また、グループ毎の話し合いを重視し主体的な行動を尊重した指導をしている。今回の第三者評価の取り組みを全職員の話し合いの機会と考え改善点や目標設定に活かしている。また、年2回の勤務評定時の面接で個人別にやりたい事や悩んでいる事を聞き、個人別に支援し、全職員から「大変だけど保育が楽しい」との発言を得ている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1. 職員自己評価に役立つ「あるべき職員像」を具体化する事が望ましい</p> <p>年2回の勤務評定面接時には、自己申告に基づいて励ましや助言等モチベーション向上を図っている。さらに職務に対する自己評価を具体的に記入すると日常のOJT教育に結び付け育成効果を得られ易いので、評定要素の項目を「あるべき職員像」として具体的な内容を記述する事が望ましい。</p>
<p>2. 園全体の保育の質について自己評価を定期的にまとめる事が望ましい</p> <p>自己評価は毎日の保育日誌による振り返りを行い、毎週、毎月クラス毎で計画・実行・反省を話し合い、その結果を定例会で報告し、全職員で課題を共有化し保育の質の向上を図っている。定期的な園全体の保育の質について自己評価としてまとめる事が望ましい。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</p> <p>第三者評価を受けるにあたり、全職員で評価項目ごとに話しあってきました。職員間で勉強し合い、意見交換する中で気づきが沢山ありました。改めて保育の見直しをし、意識した子どもへの関わりや環境設定の改善等行ってきました。</p> <p>評価後の課題は、全職員が共通理解のもと取り組んでいき、今後の保育や保育園運営に活かしていきます。また、自己評価の仕方を工夫し保育の質の向上に繋げていきたいと考えています。子どもの自発性を尊重した保育、そして保護者にとって安心できる保育園であるよう、地域の子育て支援も含め、全職員で取り組んでいきます。第三者評価を受け、職員同士で保育について深く掘り下げ話し合う事が出来ました。課題もいろいろ見え、保育を見直す大変良い機会となりました。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダー	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	29 食育の推進に努めている。	5		0		
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				127	2	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目

整備や実行が記録等で確認できる。

確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント)市川市の基本理念・基本方針・基本目標をもとに、児童福祉法・保育所保育指針に基づき、大和田保育園の理念・保育方針、保育目標、こども像を設定し、毎年確認の上で保育課程に記載している。また、園内3ヶ所に園目標を掲げている。内容は「子どもの最善の利益を考慮し、心身共に健やかに育つように努める」理念のもとに2つ方針を掲げ、「心身の健康な子どもに、興味をもち意欲的に最後まで取り組む子どもに、ルールや協調性をもつ子どもに、感動し創造や工夫を楽しむ子どもに」の4つ目標を明示し大切にしている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント)園の理念・方針・目標が職員に理解され実践されるために、指導計画の立案とその実践をクラス単位で話し合い、定例会議で報告し、園長、主任、他クラス職員の助言等により、理念や園目標の理解深化と実践力向上を目指している。職員のモチベーションが高いので援助内容の創意工夫や熱心な取り組み事例等の発表の機会など検討を望みたい。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント)全クラスの保護者会やクラス別懇談会等で「はいくかわらばん」等の配布資料に保育理念や園目標を掲載し説明している。また、保育参加や個人面談、送迎時の会話、連絡帳、園だより、クラスだより等で具体的な日々の実践内容を伝えていく。当評価項目に対する保護者アンケートの結果は67%が「はい」、回答の結果であったので、100%の理解に向けて伝達方法の創意工夫を期待したい。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント)「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」「市川市保育計画」が策定され5つの基本目標が設定されている。待機児童を生み出さない施策が12事業計画され、当園として地域の子育て支援に力を入れている。また、園としては保護者支援を課題としてより高い信頼関係の構築を目指している。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント)方針や計画の作成は職員主体で行われている。定例会議や3歳以上児会議、担当者会議等で計画や実践の反省、行事等の反省が職員の自主的な話し合いで行われ定例会で承認され決定される。園長会の決定事項は定例会や報告書閲覧等により周知し、話し合いが必要な事案は現場の話し合いで主体性を尊重した伝達がされている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント)職員の働き甲斐を高めるため、職員一人ひとりの日常の保育の取り組みを良く観察し、優れた取り組みや成長した点を細かく確認し定例会等の機会に褒めることを心がけている。また、年2回の勤務評定時の面接で個人別にやりたい事や悩んでいる事を聞き支援し、全職員から「大変だけど保育が楽しい」との発言を得ている。また、園内研修やグループ毎の話し合いを重視し保育に対する自信と主体的な行動を尊重した指導をしている。</p>	

7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 保育園の倫理規定や「職員心がまえ」を配布し、服務態度、保育の基本姿勢、地方公務員の義務など周知徹底を図っている。また、個人情報保護方針や守秘義務等プライバシー保護の厳守を徹底している。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 市の評価基準と保育園の評価基準による評価が行われる。保育園用の勤務評定には職種別職務分担と評定基準が明示されている。年2回の勤務評定面接時には自己申告に基づいて励ましや助言等モチベーション向上を図っている。職務に対する自己評価は具体的に記入されると日常のOJT教育に結び付け育成効果を得られ易いので、評定要素の項目を「あるべき職員像」として具体的な内容を記述する事が望ましい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 就業関係の現状は市が適切に管理しており、有給休暇の取得や時間外労働の現状確認は毎月行われ適切に管理されている。福利厚生は市の職員として計画的に活用されている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 年間研修計画が園長会で設定され24年は12回実施されている。内容は保育の質の向上、主任の資質向上、園長の資質向上、障害児保育、食育、事故責任等である。また、別途ブロック別研修として保育年齢別の保育研修、障害児研修が行われている。園内研修として保育日誌、担当制、応急手当、教育視点のかわり等が年6回行われている。また、非常勤職員に対して年3回研修が行われている。研修参加職員が園内研修講師を勤める事による一層効果的な内部研修を期待したい。個人別研修計画は具体的に実行の有無が確認できる内容が望ましい。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 児童福祉法や保育所保育指針にもとづく理念・方針に基づいて、子どもの意思を尊重した保育に努めている。虐待防止に関しては各クラスに「子どものSOSに気づいてください」というパンフレットを置き、観察力の向上や保護者支援に努め、万が一虐待被害が予測される場合は関係機関と連携し子どもの保護に努める等体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 保育園のしおりに個人情報の取り扱いについて記載し、別途個人情報の取り扱いに関するお願いを作成して配布し、個人情報保護の厳守と利用目的を明確にしている。職員や実習生、ボランティアにはマニュアルに沿って周知徹底している。また、日常戸外散歩時には名札をはずしたり、運動会等の写真撮影の了解をとるなど配慮している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 送迎時の会話や連絡帳、クラス懇談会、個人面談等で意見を聞き、園全体の保育の質向上に関する事柄は定例会で話し合い、必要に応じて個別対応している。全体としては保護者会や運動会等の開催時期や試食会についてアンケートを取って運営改善に努めている。クラスによって1年間の成長や不安に思う事、より良い保育園への要望等をアンケートに取り、次年度の保育に活かす取り組みがあり、優れた取り組みと思われるので拡大を望みたい。なお今回第三者評価に当たって実施した利用者調査に対して保護者の期待が大きいため、今後の取り組みを具体化する事を期待したい。		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<p>保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</p> <p>相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</p> <p>相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</p> <p>保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</p>
<p>(評価コメント) 苦情解決制度が整備され、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員名が明記されたポスターが掲載され、意見箱が設置されている。寄せられた苦情・要望は迅速に真摯に対応され記録されている。苦情に関する対応により職員能力の向上を図ろうとする園の取り組みが確認できる。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<p>保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</p> <p>保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</p> <p>自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>
<p>(評価コメント) 自己評価は毎日の保育日誌による振り返りを行い、毎週、毎月クラス毎で計画・実行・反省を話し合い、その結果を定例会で報告し、全職員で課題を共有化し保育の質向上を図っている。今年度第三者評価を受け、評価結果の公表が行われ、さらなる保育の質向上の取り組みが大いに期待される。今後園全体の保育の質について毎年自己評価を行いまとめ公表する事が望ましい。</p>		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<p>業務の基本や手順が明確になっている。</p> <p>分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</p> <p>マニュアル見直しを定期的実施している。</p> <p>マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</p>
<p>(評価コメント) マニュアルは接遇マニュアル、危機管理マニュアル、非常災害時対応マニュアル、虐待対応マニュアル等必要なマニュアルは整備され、確認し易い場所に置かれている。また、発育経過記録一式関係としてすべてのマニュアルと様式がまとめられており大変分かり易い。さらに当園の具体的な手順が緊急時対応、不審者対策等定められ毎年見直されている。なお標準マニュアルも毎年園長会等で定期的に見直し改定時期を明記する事が望ましい。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<p>問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</p> <p>問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
<p>(評価コメント) 問い合わせや見学が出来ることは、ホームページやパンフレット、市の保育課窓口で明示され、園に電話による見学申し込みがある。園長、主任が丁寧に対応し、インフルエンザ流行時等には回復期に園から連絡するなど親切な対応をしている。また、延長時間等利用者の知りたい事に対応した案内をしている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<p>保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</p> <p>説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</p> <p>説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</p> <p>保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
<p>(評価コメント) 3月の新入園時の説明会で「保育園のしおり」や個人情報取り扱い、緊急メール配信、非常災害時の対応、通園中の事故防止等を配布し丁寧に説明し同意を得ている。事前了解では特に急な延長、行事日程、ケガ・病気対応に力を入れて了解を得ている。また、看護師、栄養士からの説明では健康面、栄養面の説明や相談を受け記録している。延長保育については面接をして規則やお願い事項を文書を手渡し説明し同意を得ている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<p>保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程には、理念、子ども像、保育方針、保育目標及び、発達過程毎に養護と教育や食育の目標を位置づけ、地域や保護者の実態を勘案した子育て支援を組み込んで作成している。年度末には、各クラスで保育課程の内容について時代に即しているか、子ども及び家庭や地域の実態に遊離していないかを検討し、改善を必要とした場合は職員会議で提案して、補足・修正を行い全職員への周知を図っている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程の保育目標や養護と教育の目標を基盤として、年間指導計画を年齢毎に作成し、目標、保護者支援、期毎のねらいに沿った保育内容で構成している。年間計画を基に月の指導計画や週案を作成し、ねらいや生活と遊びの内容及び環境構成、週の反省評価を行っている。3歳未満児や配慮を必要とする子どもに対し、個人別計画を立案し子どもの姿に対してどのような発達援助をするかを、ねらい、内容、配慮事項に記入し、実践後の反省評価を行い一人ひとりをきめ細かく援助している。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育室には子どもの発達や興味に即した絵本、遊具を整備し、子どもの動線を保育士間で話し合い遊具の配置とカーペットやござ、衝立等の活用で遊びに即した場の確保に努めている。子どもは、登園から10時頃までと午後のおやつ後からは、好きな遊具を選択し遊んでいる。絵本は各部屋の他廊下に配置し、絵本の読み聞かせの時間や保護者への貸し出しに活用している。絵本の乱雑な収納に気付き、5歳児と話し合い色や数字で分類するようになり、整理整頓や活用がしやすくなっている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント) 3歳以上児が花の種を発芽から開花までの世話を行い、生育の変化に気付き土や昆虫等に触れる機会とする他、花を食卓に飾る等保育に活用している。0～1歳児の散歩は、園周辺を気候や体調を考慮して実施し、2歳児後半からは、ボールや縄跳びなどを持参して徒歩15分位の公園に出掛ける等小学校や近隣の方との交流の機会となっている。3歳以上児のオニギリ遠足やバス遠足、5歳児のデイサービス訪問、毎週1回の地域交流などを通して地域を知り、様々な人との関わり方を学んでい</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント) トラブルは、保育士が仲立ちとなりお互いの気持ちや思いを伝え易いように関わっている。子ども同士が納得し解決できるように見守り、時にはヒントを与える等でルールを守り喧嘩して仲直りの仕方を経験する大切な機会としている。年2回のごっこ遊びや3歳以上児の会食会、戸外遊び、散歩などを通して異年齢の関わる機会を設けている。年度末のお別れウイークでは、5歳児が0歳児から4歳児のクラスに1週間から10日程入り生活を共にする中で、心温まる過ごし方が出来るような計画を立てている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 配慮を必要とする子どもには、必要に応じて加配保育士を配置し子どもにきめ細かい援助が出来るように努めている。年2回子ども発達センターの巡回指導を受け、相談や助言を基に保育を行い記録している。毎月の個別指導計画は、保育士間で話し合い、子どもの姿や家庭及び関係機関との連携、配慮事項、反省評価を行い職員会議で報告し全職員が共通理解している。担当保育士は、年2回外部研修の参加と専門機関での実習等で、専門知識や援助技術を習得し質の向上を図っている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 登降園時の子どもの様子や家庭環境の変化は、延長保育ノートに記入し朝礼で報告している。内容はノートに記録し、出勤する職員が必ずサインで確認をして、周知が図られるような仕組みとなっている。子どもの日中の怪我や体調の変化は、クラス毎のチェック表に記入し順番職員に口頭と合わせて引き継がれ、内容を延長保育メモに再度記入して保護者に伝達漏れの無いように努めている。非常勤職員の園内研修は、保育内容や子どもの対応等年3回園長を中心に行われスキルアップを図っている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 保護者には、2歳未満児は個別連絡帳の活用と、2歳以上児はクラスの掲示板に活動内容と子どもの姿を日々記入し保育理解を図っている。全年齢を対象とした保育参加・試食会・面談と、クラス懇談会が年1回、保育参観・年齢別サロン等も行い記録している。保護者からの相談や意見には担任保育士を窓口とし、内容に応じて園長や主任保育士も対応するシステムとなっている。近隣の小学校との交流会で、教職員との面談や保護者の了解の基保育所保育児童要録を送付する等連携を密にしている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 市の保健年間計画に即して、嘱託医による年2回の内科・歯科検診と3歳以上児の眼科検診を行い、結果は保護者に伝えると共に児童表や保健記録に記入している。保育士による登園時や日中の子どもの健康観察を行うと共に、看護師によるクラス巡回で子どもの体調変化の早期発見に努め、保健日誌やチェック表に記入している。登園時の健康観察や子どもの様子から不適切な養育の兆しが把握できた場合は、市の子ども虐待マニュアルに基づき、対応できるように職員に周知を図っている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
(評価コメント)保育中の発熱や嘔吐、下痢等は保護者へ連絡すると共に個別対応を行っている。感染症対策は、手洗いやうがいの励行と手指の消毒を保護者に依頼して予防に努めている。保育室には嘔吐グッズを常備し、即時対応できる体制を取っている。感染症発生時は、嘱託医や担当課、保健所に報告して指示を受けて対応し、保護者には掲示や口頭で知らせている。怪我をした場合は、応急処置を行い保護者に連絡すると共に状態により医師受診をし記録している。		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
(評価コメント)市の食育目標に即した食育計画を掲げている。4～5歳児は食材や調理に興味関心を持つ等の目標を掲げ、3歳以上児対象の会食6回とクッキング7回、行事食6回を計画実践している。5歳児の皮むきや栄養士のクラス巡回で、食材に直接触れる機会を設けている。栄養士や調理員が食事時間にクラスを巡回し子どもの姿を把握している。アレルギー児は、医師の診断書を基に保護者と面談し個別献立の作成、食材の点検やトレーの区別、配膳時のサインによる確認等で誤食防止に努めている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
(評価コメント)保育室に温度計や湿度計を備え、季節に合わせて調節する他、夏季は遮光ネットの使用、冬季は加湿器で子どもが快適に過ごし健康維持が図れるように配慮している。子どもの手洗いや嗽の仕方は、看護師が2歳以上児を対象にクラス毎に指導し励行が習慣化している。保育室や玩具、園庭の異物排除など日々実施し、子どもが安全で衛生的に過ごせるように配慮している。毎月職員が、室内や固定遊具等の安全点検を実施し、危険箇所等に気付いた場合は早期に修復するよう努めている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
(評価コメント)事故対応マニュアルを整備し、研修で事故責任を取り上げ職員に周知している。発生事故は対応・問題点・改善策を話し合い再発防止に努めている。また、ヒヤリ・ハット体験をまとめ職員で共有し事故防止意識を高めている。設備等保育所内外の安全点検を徹底し、発見箇所の改修等迅速に対応している。なお事故報告書はフォーマットを決めた方が漏れなく確認が進めやすいと思われる。また、ヒヤリ・ハット報告は毎日意識が出来るように記録工夫を望みたい。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</p> <p>定期的に避難訓練を実施している。</p> <p>避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</p> <p>立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</p> <p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
(評価コメント)非常災害時対応マニュアルを整備し、年間避難訓練計画を立て毎月実施し、その都度話し合い行動改善を図っている。年1回は消防署による消火訓練があり、避難訓練の指導を受けている。災害時の役割と避難経路が各クラスに掲示され、各クラス毎で話し合い発生時安全な経路が迅速に判断できるように訓練している。災害時の連絡対応として、緊急時の連絡網、メール配信、災害用伝言ダイヤル171の練習をしている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
(評価コメント)地域子育て支援の場として「なかよしひろば」を毎週火曜行っている。毎回約10組の子どもと保護者が参加し、園児・他児とふれあい、保護者間の情報交換や相談を受けている。3年前から実施しているが、リピーターが多く口コミで参加者が増える傾向にあり、地域の子育て支援に保育園の持つ専門能力で貢献している。マイ保育園登録の親には保育園体験や子育て相談を受け、継続的に子育て支援をしている。毎月サロンを開き看護師や栄養士の話を地域の方も参加して行われている。年1回の「ほのぼのの会」では地域の方が得意の遊びを教えたり、運動会では自治会の方が準備や運営を手伝って頂き園児と交流する機会がある。また、近隣のデイサービスに毎月訪問し高齢者の方と交流する機会がある。情報伝達として広報誌「じゃんけん通信」を年4回発行し近所に40枚程度配布し保育園の活動内容をお知らせし地域連携を図っている。		